



育児支援サービス補助事業を ご存知ですか??

男女共同参画推進室では、教職員(非常勤職員を含む)・学生の育児と仕事・学業との両立を支援するために、育児支援サービスを利用した際の料金の一部を補助する事業を実施しています。是非ご活用ください。

事業内容

- 
- サービス利用料の**5割**を補助します。
 - 1人(1世帯)につき、**補助上限額 年間50,000円**まで補助します。
※但し、予算により減額する。
 - サービス利用時間は、教職員にあっては就業時間中(通勤時間を含む。)で、出張、土日、祝日の入試業務、行事などによる時間外労働、休日労働も含む。学生にあっては、授業時間内(通学時間を含む。)であること。(土日、祝日は、補講などの場合に限る。)
 - この補助金は給与所得の一部とみなされるので、所得税の課税対象となります。

補助対象となるサービス

- * ベビーシッター会社
大分市HP 大分市認可外保育施設一覧表【ベビーシッター】参照
(その他の場合も男女共同参画推進室要相談)
※個人のベビーシッターサービスを利用した場合は補助対象外です。
- * 各市町村で行っているファミリー・サポート・センター事業

利用資格

- (1) 常勤及び非常勤(勤務時間が1日6時間以上かつ週30時間以上)の教職員、学生
- (2) 小学校6年生までの子どもを養育している者
- (3) 配偶者が就労している等によりサービスを使わなければ就労・就学が困難な状況の者。ただし、本人が休職・休学中、産前産後休暇中、育児休業または介護休業中の者は除く

※育児支援サービス補助事業に関する手引、申請方法については男女共同参画推進HPに掲載中です☆
「子育て・介護に役立つ情報」をご覧ください。
男女共同参画推進室HP「FAB」
<http://www.fab.oita-u.ac.jp/>

■ 問合せ先 ■

男女共同参画推進室
(総務部人事課ダイバーシティ推進支援係)
内線：8573 (挟間キャンパスからは108573)
TEL：097-554-8573 FAX：097-554-6039
E-mail：fsupport@oita-u.ac.jp

大分大学 FAB

検索

